

○総務省告示第二百四十五号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十六条第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百十三号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
分類		対象機関		分類		対象機関	
[略]		[略]		[同上]		[同上]	
通信役務の提供に直接関係がある機関		NTT株式会社 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十五条に定める電気通信事業者（法人に限る。）		通信役務の提供に直接関係がある機関		日本電信電話株式会社 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十五条に定める電気通信事業者（法人に限る。）	
[略]		[略]		[同上]		[同上]	
[注一〇三 略]				[注一〇三 同上]			
備考 表中の「」の記載は注記である。							